

下記のとおり懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

被処分者の所属・職位	文化スポーツ部 主査	年齢	30代
処 分 年 月 日	令和7年5月22日		
処 分 量 定	停職6月		
事 案 の 概 要	当人は、令和7年4月23日午前9時頃、正当な理由なく、山形市役所の女子トイレに侵入し、令和7年4月25日に建造物侵入の容疑で逮捕された。 令和7年5月15日に起訴され、同日付けで山形簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受けた。		